

1 件 名 三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

令和 3 年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税規定及び均等割の税率軽減規定に係る扶養親族の見直し、固定資産税のわがまち特例に係る特例割合の期間延長等のほか、軽自動車税の種別割の税率の特例の見直しについて本市条例の関連規定を整備するため、本条例議案を提案する。

3 条例改正の内容

(1) 個人市民税の非課税等に係る扶養親族の取扱いの見直し【第 9 条】【第 9 条の 3】

個人市民税について、均等割を課することができないこととされる者の合計所得金額の限度額の算定に用いる扶養親族及び均等割の税率の軽減に用いる扶養親族について、「年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族」に限定するよう改める。

(2) 固定資産税のわがまち特例に係る特例割合の延長等【附則第 4 条の 5】

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る課税標準の特例割合の規定を次のとおり改正する。

- ア 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。
- イ 市民緑地認定制度に係る課税標準の特例措置について、対象緑地の条件の見直しをした上で、その対象資産の取得期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。
- ウ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準額の特例措置について、床面積要件を見直した上で、その対象資産の取得期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。
- エ 先端設備等に係る課税標準額の特例措置について、法改正により先端設備等導入制度関係の規定が生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）から中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 25 号）に移管されたことに伴い、対象となる資産を整理した上で、その対象資産の取得期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。

(3) 軽自動車税の種別割の税率の特例の見直しと延長【附則第 9 条第 6 項から第 8 項まで】（別表参照）

- 令和 3 年度及び令和 4 年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率の軽減を行う。
- ア 電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、税率の概ね 100 分の 75 を軽減する。
 - イ 三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）について、エネルギー消費基準の切り替えを行った上で、その基準の達成率に応じて税率の概ね 100 分の 50 又は 100 分の 25 を軽減する。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、上記 3 (1) については、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

5 経過措置

(1) 個人市民税の非課税限度額の規定の改正に係る適用区分

第9条の改正については、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(2) 軽自動車税の種別割の税率の特例の改正に係る適用区分

附則第9条第2項から第4項までの改正については、令和3年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(3) 固定資産税のわがまち特例に係る特例割合に係る経過措置

生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等が取得をした同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

【別表】

【軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）に係る見直し】

《改正前 ～令和3年度まで》

区 分			軽減率	税率（円）
電気自動車 天然ガス自動車 （H30規制適合又はH21規制から NOx10%低減達成）	乗 用	営業用	75%軽減	1,800
		自家用		2,700
	貨物用	営業用		1,000
		自家用		1,300
2020年度基準+30%達成	乗 用	営業用	50%軽減	3,500
		自家用		5,400
	貨物用	営業用		1,900
		自家用		2,500
2020年度基準+30%達成	乗 用	営業用	25%軽減	5,200
		自家用		8,100
	貨物用	営業用		2,900
		自家用		3,800

《改正後 令和4年度～令和5年度まで》

区 分			軽減率	税率（円）
電気自動車 天然ガス自動車 （H30規制適合又はH21規制から NOx10%低減達成）	乗 用	営業用	75%軽減	1,800
		自家用		2,700
	貨物用	営業用		1,000
		自家用		1,300
2030年度基準90%達成 +2020年度基準達成	乗 用	営業用	50%軽減	3,500
	乗 用	自家用	軽減なし	10,800
	貨物用	営業用		3,800
	貨物用	自家用		5,000
2030年度基準70%達成 +2020年度基準達成	乗 用	営業用	25%軽減	5,200
	乗 用	自家用	軽減なし	10,800
	貨物用	営業用		3,800
	貨物用	自家用		5,000

（改正内容）

電気自動車等については、すべての区分について適用期間を2年間延長し、電気自動車等を除く三輪以上の営業用乗用車については令和12(2030)年度燃費基準への基準の切替えをしたうえで適用期間を2年延長する。